

千葉市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月9日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第40号

千葉市介護保険規則の一部を改正する規則

千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（条例第3条第2項に規定する規則で定める額）

第11条 平成31年度における条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|---------------------|---------|
| （1）条例第3条第1項第1号に掲げる者 | 23,850円 |
| （2）条例第3条第1項第2号に掲げる者 | 33,390円 |
| （3）条例第3条第1項第3号に掲げる者 | 46,110円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。